

徳島県応急修理業務協力事業者団体登録制度要綱

制定 令和5年 1月11日

(目的)

第1条 この要綱は、本県での災害発生時における住宅の応急修理の円滑な実施を図り、県民の安全・安心な生活を一日でも早く取り戻すため、本県の取組に協力していただける事業者団体の登録に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「協力事業者団体」とは、県及び県から委任を受けた県内市町村が、災害救助法（昭和22年法律第108号）に基づき実施する住宅の応急修理（以下、「応急修理」という。）について、その円滑な実施に協力していただける団体として、この要綱に基づき登録された事業者団体をいう。
- (2) 「事業者リスト」とは、協力事業者団体が、その構成員（構成員が個人である場合は、当該個人が所属する法人等。以下同じ。）のうち、以下のいずれかの要件を満たす者であって、応急修理に係る工事を請け負う意向のある者をリスト化したものをいう。
 - (i) 徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿に登載されている者（以下、「入札参加資格者」という。）であること。
 - (ii) 知事に、暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を提出した者であること。
- (3) 「応急修理事業者」とは、事業者リストに掲載された者をいう。

(協力事業者団体の業務)

第3条 協力事業者団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業者リストの作成
- (2) 応急修理事業者への制度周知
- (3) 災害発生時における応急修理事業者の稼働状況の確認

(登録要件)

第4条 協力事業者団体への登録は、県との間で災害発生時の協力に関する協定を締結している団体（当該団体に関係する全国組織等が協定を締結している場合を含む）であることを要件とする。

(登録の申請)

第5条 協力事業者団体として登録を行おうとする団体は、別記第1号様式による徳島県応急修理業務協力事業者団体登録申請書（以下「登録申請書」という。）を知事に提出するものとする。

(登録の通知)

第6条 知事は、協力事業者団体を登録したときには、別記第2号様式による徳島県応急修理業務協力事業者団体登録決定通知書により当該団体に通知するとともに、別記第3号様式による徳島県応急修理業務協力事業者団体名簿（以下「団体名簿」という。）を作成し、市町村に送付するものとする。

(変更の届出)

第7条 協力事業者団体は、登録申請書の内容について変更があったときは、1か月以内に、その旨を別記第4号様式による徳島県応急修理業務協力事業者団体登録内容変更届により知事に届けなければならない。

2 知事は、前項の変更に伴い、団体名簿に変更がある場合は、変更後の団体名簿を市町村に送付するものとする。

(登録の取り消し)

第8条 知事は、協力事業者団体が、次のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

(1) 第4条に規定する要件を満たさなくなった場合

(2) 重大な信用失墜行為があった場合

2 知事は、協力事業者団体から登録消除の申出があった場合は、登録を取り消すものとする。

(再登録)

第9条 前条第1項の規定に基づき登録を取り消された団体は、登録取消しの日から1年間は、再登録を申請することができない。ただし、知事が特に認めた場合はこの限りではない。

(登録の有効期間)

第10条 協力事業者団体の登録の有効期間は、登録の日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、知事又は協力事業者団体から特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新されたものとし、以降もこれと同様とする。

(事業者リストの作成、提出)

第11条 協力事業者団体は、別記第5号様式による事業者リストを作成し、知事へ提出するものとする。

2 協力事業者団体は、事業者リストの内容に変更があった場合は、修正後の事業者リストを速やかに知事へ提出するものとする。

3 協力事業者団体は、入札参加資格者以外の者を、事業者リストに掲載しようとする場合は、当該事業者から別記第6号様式による暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を提出させ、事業者リストと併せて、知事に提出するものとする。

4 知事は、協力事業者団体から事業者リストの提出があった場合は、速やかに市町村へ送付するものとする。

(公表)

第12条 知事は、協力事業者団体の団体名及び連絡先について、ホームページで公表するものとする。

(報告等)

第13条 知事は、協力事業者団体に対し、第3条に規定する業務の適切な執行を図るため、必要に応じて、報告若しくは資料の提出を求め、又は助言を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年1月11日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

徳島県応急修理業務協力事業者団体登録申請書

令和 年 月 日

申請者 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び商号又は名称並びに代表者氏名〕

協力事業者団体の登録を受けたいので、徳島県応急修理業務協力事業者団体登録制度要綱第5条の規定より、次のとおり申請します。

団体名	
代表者氏名	
担当者 役職・氏名	
事務局所在地	〒 -
事務局電話等	TEL() - 携帯 - - FAX() -
事務局eメール	@
団体ホームページのURL	
緊急時連絡先	
第1連絡先	氏名: (会社名等:) 住所: 〒 電話
第2連絡先	氏名: (会社名等:) 住所: 〒 電話
備考	

様式第2号（第6条関係）

徳島県指令住第 号

団体名

年 月 日付けで申請のありました応急修理業務協力事業者団体の登録については、徳島県応急修理業務協力事業者団体登録制度要綱第6条により、次のとおり登録を決定します。

年 月 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 1 登録番号 号
- 2 条 件

徳島県応急修理業務協力事業者団体登録制度要綱を守ることを。

第3号様式(第6条関係)

徳島県応急修理業務協力事業者団体名簿(年 月時点)

登録番号	団体名	代表者	住所	電話番号	E-mail
徳応-1					
徳応-2					
徳応-3					
徳応-4					
徳応-5					
徳応-6					
徳応-7					
徳応-8					
徳応-9					
徳応-10					

年 月 日

徳島県知事

殿

団体名

代表者氏名

印

徳島県応急修理業務協力事業者団体登録内容変更届

令和 年 月 日付け 号で登録決定通知があった応急修理業務協力事業者
団体登録申請書について、内容等を変更したいので、次のとおり届け出ます。

今回の変更事項	変更内容

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

徳島県知事 殿

住所

氏名(フリガナ)

生年月日 年 月 日生(歳)

- 1 当社(役員及び経営に実質的に関与している者を含む)は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約いたします・いたしません。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
④暴力団準構成員 ⑤暴力団関係企業 ⑥総会屋等 ⑦社会運動等標ぼうゴロ
⑧特殊知能暴力集団 ⑨その他各号に準ずる者
- 2 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約いたします・いたしません。
①反社会的勢力によって、その経営を支配される関係
②反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
- 3 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約いたします・いたしません。
①暴力的要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計又は威力を用いて、貴社の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為
- 4 当社は、下請け又は再委託先業者(下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。)との関係において、次の各号であることを表明、確約いたします・いたしません。
①下請け又は再委託先業者が前1、2及び3に該当しないこと
②下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を執ること
- 5 当社は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約いたします・いたしません。
- 6 当社は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告である場合が判明した場合は、催告なしで応急修理に係る取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切の当社の責任とすることを表明、確約いたします・いたしません。
- 7 当社は、これら各項の内容確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて、承認します。

令和 年 月 日

署名

印

1から6までの各項目末尾の〈いたします・いたしません〉は、必ず署名本人が、どちらかを○で囲んでください。

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

徳島県知事 殿

住所

氏名(フリガナ)

生年月日 年 月 日生(歳)

- 1 私は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを、表明、確約(いたします・いたしません)。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
④暴力団準構成員 ⑤暴力団関係企業 ⑥総会屋等 ⑦社会運動等標ぼうゴロ
⑧特殊知能暴力集団 ⑨その他各号に準ずる者
- 2 私は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約(いたします・いたしません)。
①反社会的勢力によって、その経営を支配される関係
②反社会的勢力が、その経営に実質的に関与している関係
③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
④反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
- 3 私は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明、確約(いたします・いたしません)。
①暴力的要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計又は威力を用いて、貴社の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為
- 4 私は、下請け又は再委託先業者(下請け又は再委託契約が数次にわたるときは、その全てを含む。以下同じ。)との関係において、次の各号であることを表明、確約(いたします・いたしません)。
①下請け又は再委託先業者が前1、2及び3に該当しないこと
②下請け又は再委託先業者が前号に該当することが判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置を執ること
- 5 私は、下請け又は再委託先業者が、反社会的勢力等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請け又は再委託業者をしてこれを拒否させるとともに、速やかにその事実を貴社に報告し、貴社の捜査機関への通報に協力することを表明、確約(いたします・いたしません)。
- 6 私は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告である場合が判明した場合は、催告なしで応急修理に係る取引が停止され又は解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切の私の責任とすることを表明、確約(いたします・いたしません)。
- 7 私は、これら各項の内容確認のため必要な官公庁への照会を行うことについて、承認します。

令和 年 月 日

署名

印

1から6までの各項目末尾の〈いたします・いたしません〉は、必ず署名本人が、どちらかを○で囲んでください。